

## 著作権規定

2010年4月5日  
最終改正：2012年3月29日

1. 本規程は、本会刊行物の著作権に関する取り扱いを定めることを目的とする。
2. 本会の刊行物への掲載が受理された記事・論文等の著作権は、本会に帰属するものとする。
3. ここでいう著作権とは、複製、頒布、公衆送信（個人及び機関等のウェブサイトやリポジトリを含む）、翻訳等に関する独占的で排他的な権利を意味する。
4. 本会に帰属する著作権を利用する場合は、著作権法で認められた範囲、外部機関に管理委託をしている複写及び本規程第5項および第6項に該当する場合を除き、「著作権利用申請書」による本会の許可を必要とする。申請に必要な様式や手順は、本会のホームページに掲載する。
5. 本会が著者に提供した論文等の別刷およびPDFファイルについては、著者が特定の個人に提供することを認める。
6. 本会が著作権を有する論文等については、著者が所属する機関のリポジトリでの公開を別途定める条件において認める。

附則 この規定は2010年4月5日から適用する。

附則 この規定は2012年4月1日から適用する。